

公共政策

## 現代的公共性と地方自治

植田 洋 (日本福祉大学)

### 1, はじめに～市民的公共性と現代的公共性

本稿は、現代的な公共性と地方自治との関係を論じる<sup>1)</sup>。ここで敢えて“現代的”という語を用いるのは、“市民的公共性”と区別するためである。ハーバーマスの『公共性の構造転換』で、市民社会の成立に伴い君主の権威に具現された公共性に替わって生じたとされた市民的公共性では、ブルジョアジーの男性を主体とした公共空間としての、私的な生活領域を背後に置いたレベルでの公共圏の形成が前提されていた。こうした前提は、生存権を始めとする社会権が普及すると共に、“生活の社会化”が進んだ現状にあっては根拠を失っている。公共性概念にはむしろ、個人々の私的な領域を支える公共政策を正統化する基準としての内容が求められている段階という事ができよう。

ここであらためて公共性の意味を振り返るならば、少なくとも近代的な概念としての公共性概念は最も根本的なレベルでは、社会的な権利の主体としての国民を念頭に置いた上で、統治行為即ち行政権力の行使を正統化する基準として把握されると言えるであろう。但し、権利の概念が歴史と共に変化することは当然であり、近代初期における人間の権利が自由権を中心として捉えられていたことは疑いのない所である。

二つの大戦を経て、生存権を始めとする社会権が普及すると共に福祉国家型政策の展開を通じて、国家／行政と個人々との関係も大きく変化を来たした。ハーバーマスは、社会国家(福祉国家)の出現を通じて、市民社会が自ら創り上げた市民的公共性が、担い手で

ある市民が「文化を論議する公衆から文化を消費する公衆へ転化」すると共に、空洞化を来たしたとする<sup>2)</sup>。それは或る意味では中央集権型福祉国家が国民を受身に立たせたことによる負の側面を痛烈に批判したものと言うことができるであろう。

池上惇は、政府の政策を決定する公共選択の主体としての納税者の権利と、政策を社会的に評価する主体としての権利とを統一した概念が必要であるとして、これを新社会権と呼んでいる。ここでの新社会権の内容は、公共政策を客観的に評価する能力を向上させる学習過程を前提した、動的な概念として把握されていることが特徴である。それは、統治／行政権力を評価する基準～言葉を換えれば公共性を創造し行使する主体としての国民に注目した上で、統治能力を発展させる国民の権利ということが出来るであろう<sup>3)</sup>。

問題は、そうした学習過程の現実社会での展開である。商品の購入によって生活を満たす孤独な消費者のモデルでは、公共政策に求められる社会的な役割を評価する能力の十全な発展を期待することは難しいであろう。しかし現実の社会は、地域社会の共同的なルールや公共サービスを不可欠の前提として成り立っているのであり、現代の市民はそうした公共生活を通じた学習過程を経験していることができる。市民的公共性が君主の権威に対抗する黎明期のブルジョアジーを想定した歴史的な概念であったことを念頭に置くならば、現代的公共性の基礎には新社会権を担って公共サービスと共に生活する現代人が念頭に置かれてしかるべきであろう。

現代的公共性の検討に当たっては、地方自治の論理は重要な位置を占める。それは後述するようにコミュニケーションを通じて公共

的な圏域を形成する市民の活動と学習の舞台とも言えるものである。同時に、個々人の主権と意志から出発した公共性の論理は、政府／国家システムの総体を問い直すスケールと展望を持つはずであり、現代的公共性とその一翼を担う地方自治の理論についても根本的な問題提起が必要と言い得るであろう。以下では、個人と政府／国家との関係を市民社会論の歴史に立ち返って検討することから始めたい。

(なお、公共性の意味をめぐっては論者によってニュアンスの違いが見られるが、本稿では、公共性は行政権限／政策選択を正統化する基準を意味するものとし、公共圏は個人間の了解／認識の共有空間を指すものとして、また公的主体は行政執行の主体を指すものとして用いる。)

## 2、公共性と市民社会をめぐる論点

ヨーロッパでの市民社会論は、個人の意志や利害と国家とを媒介するものとして展開されてきた。それは反面で、市民社会を律する基準としての公共性の根拠と背景をめぐる議論であったともいう事が出来る。こうした議論を振り返ることは、個人／市民社会／公共性の相互関係を検討する上で有益である。

J・エーレンベルグは、近代の市民社会論に至る歴史的な流れを次の様に要約している。

「古典古代的市民社会概念は、社会生活が様々な異なった領域で営まれるとしつつも、その理論家達は個々人の私的利害には関心を示さなかった。多くの場合、ギリシャ人やローマ人たちは、個々人の全体への奉仕を広義の市民性と位置付けたのである。古代世界が崩壊しキリスト教が信仰と奉仕を教示したとき、中世の思想家達は人間行動を、普遍的なものに向かう神の計画において説明しようとした。こうした方向はヒエラルヒー的制度のもとに編成された自然経済に即応したものであった。つまり、自然経済のもとでの経済生活は、政治的制度や規範によって強制され、生産は基本的に自給自足的に行われており、個人的な所有は道徳的に望ましい行為と見な

されなかった<sup>1)</sup>。」言うなれば神の下にあった公共性を世俗の社会に引き出したのは近代への移行である。「土地／労働／商品における市場の強力な発展によって自給自足経済が瓦解し、私的利害が理論的／実践的な中心問題になった。…近代の到来によって、自由主義が市民社会を国家から切り離し、私的利害が市民社会の機軸であることを認識させたのである<sup>2)</sup>。」

近代の市民社会論は、私的利害を追求する個々人によって構成される市民社会と、国家との関係をめぐって展開された。その嚆矢はホブズの理論であり、自由で平等な権利を持つ個々人によって構成される市民社会は、私的利益を求める市民間の涯なき争いの場として捉えられる。国家の絶対権力は、平等に私的利益を追求する市民社会での秩序を維持する立場から正統化される。国家が、社会秩序という意味での公共性を担ったわけである。これに対してロックの市民社会論は、労働を通じて財産を形成し生命を維持する自由な市民という想定を基礎に置いている。ロックにあつては、財産の形成を通じて生命／自由を維持する個々人の社会は決して『万人の万人に対する闘争』の場ではなく、個人間の契約関係に基づく社会であり、こうした個人の財産と秩序を維持するために限定的な権限を持つ国家が正統化される。

個々人の私益の追求と市民社会との相互関係、そして国家の役割に関わる議論を大きく転換させたのはアダム・スミスであった。スミスにあつては、市民社会における個々人の私益の追求は市場を通じて公益に転化する。個人の利益と社会の利益とは市場メカニズムを通じて統一されるわけであり、国家の役割はこうしたメカニズムの作用を円滑にすると共に、教育を通じた国民の能力の全般的な向上といった外部からのサポートを中心にしたものに変容を遂げる。国家と市民社会との関係は、市場を要として再構成されたわけである。

こうした市民社会＝市場社会に対する楽観的な捉え方は、フランス革命を経て封建的な束縛から逃れた自由な市場が勢力を振るう中

で、むしろ貧困と悲惨さが拡大する現実に直面したことで根本的な見直しを迫られることになる。ヘーゲルは、市民社会が搾取の仕組みとしてのブルジョア社会であることを把握した上で、理性の現実体としての国家に市民社会の悲惨を制御する役割を託した<sup>61</sup>。これに対してマルクスは、国家の本質が階級社会に根ざすことを暴露すると共に、平等社会を実現する労働者階級の国家を展望した。その正統性は階級的利害そのものを超越した立場に立つ階級としてのプロレタリアートの権力によって根拠付けられる。

エーレンベルグは、市民社会＝ブルジョア社会に対する国家の規制を重視したヘーゲルやマルクスに対して、個人が国家権力を制御する上で中間団体の役割を重視する潮流があったとして、その源流にルソーを位置付けている<sup>71</sup>。これによれば、ルソーの思想の核心にあったのは、共同体に基づく道徳的市民社会論である。ルソーはホッブスの主権者やロックの自然権などに代えて、社会的相互作用の緊密な網の目の中に根付くことによって自律を確保する、道徳的な市民社会を構想した<sup>81</sup>。ルソーによれば、古典的自由主義では市民社会の中で人間が人間になる道徳的な過程を説明できない。ホッブスの或いはロック的な契約概念は国家を設立するが、市民社会は設立しない。なぜなら、契約は、私的利害の相互の追求を助長する以外のことは出来ないからである。しかし、市民社会は、契約を強化し財産を擁護する体制以上の持続的なものによって構成されなければならない。ルソーは市民社会を、一般意志によって導かれ法によって支配される共同体と考えたのであり、その社会契約は、共同体の政治的生活に十全に参加する諸個人からなる道徳的共同体としての市民社会を企図したものであった。問題は市民たちがその利害を結合して市民社会を分裂の脅威から守ることであり、それは一般意志が、一時的な利害を超越し政治的に表現されるとき、道徳的力を発揮することによって達成される。ここでは公共性は、一般意志や道徳とも表裏の関係にあり、個人と市民社会とを結びつけると共に、市民社会に直

接根ざした市民の政治を律する役割を果たすものといえるであろう。

以上に見てきたような、個々人と経済的諸関係を含む概念としての市民社会および国家の相互関係、さらにこれらを律する政治や道徳そして公共性をめぐる論点は、コミュニケーション理論に歩を進めたハーバーマスによって一層深められる。

### 3, ハーバーマスのコミュニケーション理論と公共性

市民的公共性の分析から“コミュニケーションの転換”を遂げたとされるハーバーマスの理論は、コミュニケーション的行為を通じた公共圏の形成と、討議と民主的手続きを通じた行政権力の正統性の論理を主体としている。ここで興味深いのは、コミュニケーション的行為を通じた公共圏の形成であり、それはコミュニケーション的権力の基礎を成す事によって立法／行政権力を制御し、これを通じて経済／権力システムがもたらす悲惨さの拡大を封じ込める役割を果たす。この論理では市民社会は、資本／権力が支配する領域としてではなく、むしろ経済／権力システムの支配に対して相対的に自立したコミュニケーション的行為が展開され公共圏域が形成される場として捉えられている。

こうした論理で重要な役割を果たすのは、コミュニケーション的行為の理論である。これによれば、凡そ人間個々人の認識能力の発展を条件付けるものは、理解の共有を意味するコミュニケーション的行為であり、それは例えば幼児が言語／認識能力を獲得する上で、個々の言語がそれぞれに特定の「意味」を指示することを養育者との相互行為を通じて共有化していくことに象徴される。「コミュニケーション的行為は、単なる了解過程に過ぎないのではなく、行為者達は、世界のものについて了解しあう事を通じて、社会的集団への帰属性と共に自己の同一性を形成し、確認し、更新するような相互行為に、同時に参加している<sup>91</sup>。」コミュニケーション的行為は、人類が行為を相互に調整するため

の媒介として発展させた言語を通じて展開される、相互了解行為である。それは、人間の認識行為の基底を成すことを通じて、自然その他の客観的世界の把握とその解釈や、社会的世界とこれを律する道德等の解釈／形成、そして個々人の内面を規定する人格の形成を、その基底的な面で律すると言える。

「コミュニケーション的行為は、了解という機能的な面においては、文化的知の伝承と更新に役立っている。また行為の調整という局面では、それは社会的統合と連帯の確立とに役立っている。最後に社会化という局面では、それは人格同一性の形成に役立っている<sup>10)</sup>。」  
「社会化された個人は、文化的伝承に示された諸関係や正統的秩序の中で安定化された諸関係により支えられた相互承認があって始めて、自らを主体として確認する事が出来る。そしてその逆もまた成り立つ。生活世界の中心となるコミュニケーション的日常生活は、文化的再生産、社会統合、社会化の共同作用に基づき同じ起源から生まれてくる。文化、社会、人格は相互に前提し合っている<sup>11)</sup>。」

こうした捉え方に基づいて、近代の合理主義が総括される。それは、文化／社会／人格が、呪術的／神話的世界を通じて批判の余地の無いものとして一体化されていた状況から、それぞれに間主体間のコミュニケーションを通じた了解行為を必要とするものへと、性格を変化させたことを意味する。それは一面では、予め確立されたものとしての絶対的な正義や道德の崩壊を意味し、ある状況下では“神々の戦い”を招かざるを得ない。

近代の展開は同時に生活世界の合理化をもたらす。生活世界とは、日常的な生活実践や主体間の相互行為の中で常識的な若しくは当然の了解事項として前提されている認識領域を意味する。神話的／呪術的世界にあっては批判を許さない“聖なるもの”を頂点として構成されていた生活世界は、近代の開始に伴ってコミュニケーションを通じた相互の了解を前提としたものへと合理化が進む。それは伝統的な価値観や道德が、批判する事が可能な領域として再構成される過程を意味する。

他方で近代の展開は、資本主義経済の拡大

と席卷を意味し、これを通じて人間の社会的な活動は、主体間の了解行為ではなくて貨幣的価値の追求というある種の共通言語によって媒介され、個々人の活動は経済システムによって律せられる事となる。それはコミュニケーションに基づく相互の活動の調整を前提とする個々人の間の関係が、貨幣によって媒介される相互行為へと転化する事を意味した。マルクスによる、個々の生産者による具体的有用労働の、交換価値を追求する抽象的労働への転化という把握は、この関係を言い当てたものである<sup>12)</sup>。更に、国民国家の形成と国家権力の拡大、およびこれに結びついた官僚機構の形成は、国民生活を律する規制やルールの確立を通じて、経済システムと共に人間の相互行為を媒介する役割を果たす。「資本主義社会では、協働連関を没規範的に規制する最も重要な実例は市場である。市場はシステム規制の一つであり、さまざまな行為帰結を機能的に連結する事によって、非意図的な行為連関を安定化させる<sup>13)</sup>。」

ハーバーマスは、人間の認識活動の源であると共に人間の相互の活動を調整する役割を持つコミュニケーション的行為が、社会的な機能の一部を果たすに過ぎないはずの経済システムと権力システムの浸透によって、置換されもしくは歪められていく過程を、“システムによる生活世界の植民地化”として把握している。それは、文化・社会・人格の再生産が、主体間のコミュニケーション的行為ではなくて、経済・権力システムによって媒介される過程を意味する。

「貨幣や権力のような媒体は、…また言語による合意形成の過程を回避しつつ、他の相互行為参加者の決定に対して、一般化された戦略的な影響を与える事が出来るようになる。つまり行為調整にとって、生活世界はもはや必要ではなくなる<sup>14)</sup>。」

“生活世界の植民地化”は、本来人間社会の一構成要素であるに過ぎない経済／権力システムが、利潤／生産の拡大の目的のために、社会全体さらには人間相互の意識構造までも包摂し道具化してしまう過程を意味する。ここでは個々人は、意識的なコミュニケーション

ヨンの行為を通じて相互の活動を調整する主体ではなく、経済システムと権力システムとに取りこまれた対象であるに過ぎない。

他方で経済システムそのものは市場メカニズムを中核とした内在的な合理性に基づいて機能しており、これを権力的に抑えこむ事は不可能である。ここから、「(民主化が進むべき) 目標は資本制の経済システムや官僚的支配システムの止揚ではなく、生活世界の領域を植民地化しようとするシステムの命令の干渉を民主的に封じ込めること<sup>15)</sup>。」という戦略方向が出てくる。

ここで鍵となるのは、近代への移行に伴って、個人間の意識的な相互了解行為としてのコミュニケーションに基づく公共圏が、文化/社会/人格をめぐる様々な局面で形成されることである。公共圏とは、制度や組織として捉えられたものではない。「公共圏とはせいぜい、内容と態度決定、つまり意見についてのコミュニケーションのためのネットワークだと言い得るに過ぎない<sup>16)</sup>。」「公共圏のコミュニケーション構造は、全体社会の問題状況の圧力に反応し、影響力のある意見形成を刺激する、いわばセンサーの張り巡らされた網を形成している<sup>17)</sup>。」コミュニケーションを通じた相互了解過程は、連帯的結合に基づく市民社会における公共圏の形成を促す。公共圏が重要な役割を果たすのは、それが個々人の私的な領域と結びついていることによる。「市民社会の周辺部は政治という中心に対して、新たな問題状況を知覚し同定するためのより豊かな感受性を有している点で優位に立っており、このような形で、公共圏のコミュニケーション構造は私的生活領域と結びついている<sup>18)</sup>。」

“最後のマルクス主義者”を自認するハーバーマスの市民社会論の特徴は、ある意味でエーレンベルグによる市民社会論の二つの潮流を再統合する点にある。これによれば、正統派マルクス主義が大衆デモクラシーや社会国家(福祉国家)という現代的な政治状況を適切に説明できていない原因は、経済関係における階級構造がそのまま社会的関係/意識全体に反映されるとして捉える点にある。し

かし現実には市場関係/資本主義は社会制度の法的な整備と合い携えて展開してきたのであり、それは社会関係そのものや労働者階級の運動を資本主義のメカニズムに包摂する過程でもあった。“システムによる生活世界の植民地化”とも一体となったこのプロセスでは、資本主義的な蓄積という特殊性を帯びたメカニズムが社会全体に押し付けられるという点で、民主主義との間に一定の緊張関係を生じざるを得ない。しかしその主戦場は、一方で部分システムである経済/権力システムの社会全体への浸透と、他方のコミュニケーションに基づく私的/公共的領域という全体的/包括的な領域との、対抗領域にある<sup>19)</sup>。市民社会はこうした対抗関係の中で、コミュニケーションに基づく公共性を生じる場として把握される。「現代の市民社会…の制度的核心をなすのは、自由意志に基づく、非国家的・非経済的な共同決定および連帯的結合であり、これらの決定と連帯的結合によって、公共圏のコミュニケーション構造は生活世界の社会的構成要素に根を持つことになる。いずれにせよ自生的に成立した団体・組織・運動は、社会的問題状況について私的生活領域の中に存在する共感を取り上げ、集約し、増幅して政治的公共圏へと流し込むのであるが、このような団体・組織・運動によって市民社会は成り立っているのである<sup>20)</sup>。」

コミュニケーションを通じて生み出された公共圏を行政権力との関係で捉え直すことによって、政治的公共圏という捉え方が生じる。それは私的領域と行政権力とを媒介する役割を果たすだけでなく、それ自体、一方の経済/権力システムの影響力と、他方のコミュニケーション領域との抗争の場である。「政治的公共圏では、正統的な権力のコミュニケーション的生産の過程と、大衆の忠誠・受容・システムの命令への服従を調達するためのメディア権力の操作的な使用の過程が、交差する<sup>21)</sup>。」

ハーバーマスの討議民主主義、即ち行政権力の正統性の根拠を民主的な討議の手続きに求める理論は、以上のような現状分析を踏まえたものである。合理化された生活世界では、

規範や伝統が持っていた権威は破綻すると共にコミュニケーションを通して流動化しており、こうした条件下で正統性を生む根拠は民主的な手続きによる政治的意志決定しかありえない。ここにおいて行政権力と公共政策の正統性の根拠は、民主的な討議手続きの充足という面から捉えられる<sup>22)</sup>。「法治国家の理念が展開されるのに必要な原理とは、正統的な法がコミュニケーション的権力から生み出され、さらにこのコミュニケーション的権力が正統的に制定された法を通じて行政権力へと転換されること、これを可能にする原理である<sup>23)</sup>。」この理論の核心にあるのは、コミュニケーションに基づいて人を動かす力としての「コミュニケーション的権力」と、政治的権力との相互関係についての捉え方である。ハーバーマスは、これについて、H・アーレントを引用して次のように論じている。

「コミュニケーション的権力の根本現象はアーレントの場合、強制なきコミュニケーションにおいて形成される共通意思の潜勢力である。『権力は、行為したり何かをする人間の能力から生じるだけでなく、他者と結びつき、他者と協調して行為する人間の能力からも生じる。』そうしたコミュニケーション的権力は、歪められていない公共性においてのみ形成されるのであり、歪曲されていないコミュニケーションの無傷の間主観性の構造から生み出されうる<sup>24)</sup>。」「コミュニケーション的に産出された権力は、一方における法的に制度化された意志形成、他方における、それ自体として国家と経済から等しく距離をとる市民社会の連带的結合に基盤を持つ、文化的に動員された公共圏、これら両者の間での相互作用から生まれるのである<sup>25)</sup>。」

行政権力と公共政策の正統性は、コミュニケーション的権力との絶えざる相互作用を通じた動的均衡として把握される。この意味で、公共政策の意志決定は、公共圏に開かれたものであることが必要であると共に、その正統性は、民主的手続きとしての側面から根拠付けられる。こうした「国民主権の手続き化、並びに政治システムの政治的公共圏という周辺のネットワークへの再結合は、脱中心化さ

れた社会という像に合致する<sup>26)</sup>。」

民主的手続きの問題として把握された行政権力の正統性は、個々人が同意し得る規範の自己形成という側面を持つ。

「(ルソーの道徳論に対して)立証すべき課題は、“市民の道徳とは何か”から、“道理にかなった成果を可能にするという推定を根拠付けるべき、民主的な意見形成や意志形成の手続きとは何か”に移る<sup>27)</sup>。」「討議倫理は、議論一般から普遍的な道徳原理を引き出そうとするものではない。この道徳原理は、すべての当事者が議論へ参加するという役割を引き受ける限りで、規範の妥当性を、彼らの側で根拠付けられる同意の可能性に結びつける<sup>28)</sup>。」

以上に概観したコミュニケーション的行為を軸とするハーバーマスの論理の特徴は、次の点に要約できる。第一に、個々人の価値観や認識行為そのものが、生活世界を前提したコミュニケーション的行為を媒介にして捉えられていることである。第二に、コミュニケーション的行為を通じた公共的領域が、生活世界の領域を植民地化しようとする経済／権力システムを民主的に封じ込めるという、トータルな戦略方向の中で位置付けられていることである。第三に、行政権力と個々人との関係を、行政権力／コミュニケーション的権力／公共圏という三層構造で捉えるという総合性を持つことである。この論理では、部分システムに過ぎない経済／権力システムに、全体性／包括性を持つ私的／公共的領域が対置された上で、行政権力／政策選択を正統化する基準としての公共性は、民主的な制度手続きに委ねられる。

誤解を恐れずに要約すれば、ハーバーマスの『公共性』は、コミュニケーションに基づくと共に民主主義的手続きを踏まえた概念であることに根拠を持つ正統性の基準として、動的／多面的に捉えられている。

経済／権力システムと生活世界／公共圏アプローチとの対置を要としたハーバーマスの理論は、公共圏を形成する協同体の役割を重視した経済／権力システムの制御という側面を強く持っており、環境や平和などの新たな社会運動の役割が重視される<sup>29)</sup>。反面で、こ

の論理の難点は、新たな協同体の生起する可能性が、具体的な生活／生産関係の変化に根ざした形では、必ずしも論証されていないことである。同時に、政治／権力システムの働きの、法律／規則の制定を通じて個人間のコミュニケーションの相互調整にとって変わること、即ち“生活世界の植民地化”の論理によって捉えられている中で、公共政策の積極的な役割を評価するものとはなっていない。とりわけ問題となるのは、こうしたハーバースの論理がジェンダーや環境などをめぐる新しい社会運動の役割を積極的に評価している反面で、社会国家の福祉的給付を始めとした公共政策を、権力システムの浸透という側面から捉える傾向を強く持っている事である。この点は、公共政策の積極的な役割を模索する上での焦点を曖昧なものとし得る恐れ無しとしなない。この意味で、個々人と公共政策との相互関係を検討する上では、新たな視点が必要であり、求められるのはコミュニケーションの主体としての個々人を実質的に支える公共政策の役割であると共に、その基礎となるべき公共性もしくは社会的価値を把える論理である。

#### 4、“潜在能力”アプローチと公共政策

個人を出発点に置いて公共空間を把える上で、示唆的なのはアーレントの理論である。

斎藤純一はアーレントが公共空間を個々人の「現れの空間」として捉えたことに注目している<sup>30)</sup>。古代ギリシャの都市国家を理想化したアーレントによれば、「公的領域そのものに他ならないポリスは、激しい競技精神で満たされていて、どんな人でも、自分を常に他人と区別しなければならず、ユニークな偉業や成績によって、自分が万人の中の最良の者であることを示さねばならなかった。言い換えると公的領域は個性のために保持されていた。それは人々が、他人と取り替えることの出来ない真実の自分を示し得る唯一の場所であった<sup>31)</sup>。」個人の立場から捉えられた公的領域のリアリティは、画一的な基準で評価されるような客観性とはまったく異なってい

て、無数の遠近法と側面とが同時に存在する場合に確認される。こうした中にこそ、共通世界がおのずとその姿を現すからである。「共通世界は万人に共通の集会場ではあるが、そこに集まる人々は、その中で、それぞれ異なった場所を占めている。そして二つの物体が同じ場所を占めることが出来ないように、ひとりの人の場所が他の人の場所と一致することはない。他人によって、見られ、聞かれるという事が重要であるというのは、すべての人が、皆このようにそれぞれに異なった立場から見聞きしているからである。これが公的生活の意味である<sup>32)</sup>。」

斎藤はこうした取替えの不可能な存在としての個人に注目するアーレントの論理が併せ持っていた限界を指摘している<sup>33)</sup>。アーレントは、公共的空間を非共約的なものの空間として位置付けた。それは誰も排除しないが、その反面で共約可能なもの－生命の位相－をその外部に排除する。その結果、公共的空間は生命や身体とは何のかかわりも持たない、あまりにも純粹な自由な空間として描かれることになった。アーレントは、身体／生命の維持に必要な条件を実質的に定義して生命を保障するという膨大な権力を、公共的空間の政治から取り去って行政権力に預けてしまったのである。しかし、生命のニーズが公共的な対応に相応しいかどうかを検討し、それを定義していくことは、まさに公共的空間における言論のテーマである。斎藤がここで重視するのは、個々人の生命のニーズに対する公共的な対応としての「共約可能な」価値の内容である。

それでは、取替えの不可能な存在としての個々人の生を保障するという役割を公共政策が果たすためには、どのような公共的価値が基盤に置かれるべきか。

ここで注目されるのがA・センによる“潜在能力アプローチ”を始めとした理論である。センの理論に注目する理由は、それが共約可能な公共的価値の内容を、個々人の自由の拡大という視点から捉えていることによる。個人の自由は本質的に社会的産物である事を踏まえた上で、個人の自由を拡大する公共政策

の役割と、公共政策の形成と選択に関わる個人の影響力の拡大とが、相互関係の中で捉えられている。“個人の自由”に注目することによって、社会的／集会的な選択と個人による選択との乖離は克服することが可能となる。

「人々が積極的に達成することができるものは、経済的機会・政治的自由・諸々の社会的な力・基礎的な教育等によって影響される。これらの機会を確保するための体制は、人々が自由を行使することによっても影響を受ける。それは社会的選択、これらの自由を前進させる公の決定に参加する自由を通じて行使される<sup>34)</sup>。」

センは、“自由”の内容を二つの視点から捉えている。その第一は、“潜在能力アプローチ”である<sup>35)</sup>。個々人の福祉の充実は“生き方や生活のあり方”を選択する自由の拡大としての側面から捉えられると共に、その実質的な範囲と内容は、所得を始めとした客観的な条件とそれを活用する個人の能力とによって規定された、選択可能な範囲として定義される。

「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば“生活の良さ”としてみる事が出来る。生活とは、相互に関連した“機能”(ある状態になったり、何かをすること)の集合からなっていると見ることが出来る。…重要な機能は、{適切な栄養を得ているか}{健康状態にあるか}{避けられる病気に掛かっていないか}などといった基本的なものから、{幸福であるか}{自尊心を持っているか}{社会生活に参加しているか}などといった複雑なものまで多岐にわたる。人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきである。…機能の概念と密接に関連しているのが、“潜在能力”である。これは、人が行うことの出来る様々な機能の組み合わせを表している。したがって、“潜在能力”は{様々なタイプの生活を送る}という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことが出来る。…機能空間における“潜在能力集合”は、どのような生活を選択できるかという個人の“自由”を表している<sup>36)</sup>。」

個人の福祉すなわち“生活の良さ”を機能の集合として捉えるというセンの指摘は、人々の福祉の水準を“機能”の内容を具体化する作業を通じて、客観的に評価する上での展望を明らかにするものであり、今後の政策公準としての活用に向けた見通しを示している。ここで注目されるのは、“潜在能力”を真の自由として捉える視角である。

「“潜在能力”とは、第一に価値ある機能を達成する自由を反映したものである。それは、自由を達成するための手段ではなく、自由そのものに直接、注目する。そしてそれは、我々が持っている真の選択肢を明らかにする。この意味において、“潜在能力”は実質的な自由を反映したものとイえる。機能が個人の福祉の構成要素である限り、“潜在能力”は個人の福祉を達成しようとする自由を表している<sup>37)</sup>。」「ある人の“潜在能力”とは、その人にとって達成可能な諸機能の代替的な組み合わせを意味する。“潜在能力”は従って一種の自由なのである。今までのものに替わる機能の組み合わせ(様々なライフスタイルを生み出すこと)を達成する真の自由なので<sup>38)</sup>。」センは更に、“潜在能力”に注目することを通じて、一方での個々人の多様性と自由な発展、他方での自由を保障する政策課題との相互関係を明らかにしている。「基礎教育、初歩的な医療、安定した雇用というような社会的・経済的要因は、それ自体重要であるだけでない。人々が勇気と自由を持って世界に直面する機会を与える上で果たすことのできる役割も重要なのである。これらを考慮することは、より幅の広い情報ベース、特に人々が価値ありと自ら判断する暮らしを選ぶことのできる“潜在能力”に焦点を当てることを要求する<sup>39)</sup>。」

自由についてのセンによる第二の視点は、単に効用や“状態のよさ”としての福祉の追求に止まらずに、自らの価値観に基づく行為主体として行動する自由という捉え方である。それは個々人の合理的な行動の根拠／背景を、価値ある人生の選択に向けた行動として捉える視点と言い換えることが出来る。

「(自由の重要性についての)第二の理由は、



自由が成功と失敗の評価の基礎であるだけでなく、個人の独創力と社会的有効性を決定するのに重要だからである。より多くの自由は人々が自らを助け、世界に影響を与える能力を向上させる。これは、我々が個人の“エージェンシー（主体性、能動的な力）の側面”と呼ぶものに関連する<sup>40）</sup>。「社会的に責任のある判断と正義の考え方をどう用いるかは、個人的自由が何よりも重要であることと緊密に関係する。…正義の観念は人々を動かし得る—そしてしばしば動かす—関心事に含まれる。社会的価値は様々な形態の社会組織の成功において重要な役割を果たすことが出来るし、果たしてきた。…正義に関する基本的考えは、社会的存在としての人間にとって無縁ではない。社会的存在としての人間は自己利益について心を砕くだけでなく、家族の成員、隣人、中間の市民、世界の他の人々について考えることもできるのだ<sup>41）</sup>。」これらの指摘では、正義の観念は個人に内在的なものとして、社会的存在としての個人の“自由”の延長上に置かれていることは重要な点である。やや砕いて言えば、秩序と思いやりに満ちた社会は、個人の自由をその基盤にする。

自由に焦点を当てるセンの理論のもう一つの特徴は、一方での個人の様々なレベルの自由の拡大と、他方で政治／経済システムの評価や社会制度の形成と制御のために個人が主体的な役割を果たす可能性とが、統一的に捉えられていることである。それは、個人の自由の実践とその背景としての価値観、価値観の自由な形成を条件付ける社会／政治システム、公共の討議を通じた社会制度の評価／形成／制御の可能性という形で捉えられている。

「自由を実践させるものは価値観だが、価値観は公開の討議と社会的な相互作用によって影響される。こうした討議や相互作用自体は、参加の自由によって影響される<sup>42）</sup>。」「政治的自由を支持する最も有力な主張の一つの根拠は、政治的自由が市民に与える、優先順位を選択に当たったの価値を討議し、議論する—そしてその選択に参加する—機会そのものである。個人の自由は本質的に社会的産物である。そして、①個人的自由を拡大する社会体

制と、②個人々の生活を改善するだけでなく、社会制度をもっと適切で有効なものにするために個人の自由を行使すること…の間には双方向の関係が存在する。さらに、何が正義であり、妥当なことなのかについて個人々がどう判断するかは、個人が自分の自由をどの様に活用するかに影響を与えるが、そうした認識は社会的連携に掛かっている。特に、意見を交換しながら皆が共有する認識を形成すること、そして問題や正策を、力を合わせて理解することに掛かっている<sup>43）</sup>。」公共政策の役割と内容は、討議を通じた価値観の形成と、参加の自由を核心に置いた政治的自由／政策選択への参加の保障を前提として、“潜在能力”の拡大を始めとした自由を拡大するための条件として、“個人の自由”を要にして捉えられている。「公開の論議と社会的参加の問題は、民主制度下における政策形成にとって核心的な事である。…自由指向のアプローチにおいては、参加の自由は公的政策の分析にとっての核心にならざるを得ない<sup>44）</sup>。」

ここでは“自由”の概念は、積極的自由と消極的自由という従来の捉え方だけではなく、そうした自由を保障するシステムの形成自体に参加することの自由や、これを通じた価値観の形成までを含めて捉えられており、その意味で冒頭に紹介した新社会権とも基盤を同じくする論理という事が出来る。この論理では、公共性は『個人の自由』の概念を通じて捉え返すことが可能であり、それは本稿の現代的公共性という把握につながるものである。

## 5、地方自治制度改革の論点と現代的公共性

### ①現代的公共性と社会的共同義務

政府／国家の権威が相対化すると共に、公共性とその判断基準をめぐる議論が地方自治制度改革をめぐる論点とも絡み合いながら議論されている中で、西尾他編の『自治から考える公共性』は、多くの論者による視点を提供している。本稿との関係で注目される論点は次の様なものである。第一に、公共性を

『自由／平等な個人の《相互性》を意味する』とする論理であり、公共性の内容は個人では解決できない課題領域に対処する思考規範／合意手続きとされる<sup>45)</sup>。第二に、国民国家の統治システムを強制／支配システムとして捉えた上で、これを補う共感／連帯システムへの契機として、基礎的自治体内の一定地域に近隣自治体の設置を展望するという議論である<sup>46)</sup>。第三に、公と私の領域区分について、私的領域・共同（公共）的領域・行政的領域という三分論を構想した上で、共同の領域をコミュニティ形成に求めるという議論である<sup>47)</sup>。

これらの論点には幾つかの示唆を含む反面で、個人の意思やその社会的存立の根拠と公共性との相互関係を把える視点が稀薄であることと共に、私／共／行政を機械的に区分するといった傾向が強いことを指摘せざるを得ない。これに伴う問題として例えば私／共／行政の区分論については、三つの領域についての指摘が単純な三分論に止まるだけで、相互の関係を捉えていないことと共に、共同（公共）的領域を強調することが自治体の責任範囲の縮小と併行して議論されているに止まるという限界を持つことである。それは半強制的な市町村合併と一体となった近隣自治体の設置という議論にも共通する弱点といえることができる。

総じて言えば、社会的存在としての個々人間で形成された公共的な圏域を基礎として、政府／公共政策の正統性の基準としての公共性を展望するというトータルな視点が明確でないことである。

本稿の論点から言えば、論じるべきは地方自治制度を現代的公共性を担う基礎的で重要な一翼として把えた上で、その改革に向けた課題を見出すことである。出発点として重要なのは地方自治体の位置づけである。公共政策を権力システムの浸透という側面からのみ把える視点からは、現代的公共性を担う地方制度改革を展望することは困難である。

この点で、政府が主導する福祉国家型政策の推進が弱く、革新自治体を通じた福祉政策の拡大を経験した日本での地方自治をめぐる議論では、自治体の役割が二重の側面を持つ

こと、即ち権力的な政策執行と共に住民の運動によって提起された暮らしを支える諸政策の実施主体という側面を、併せ持つとされてきたことは強調するべきであろう。こうした論点は、公務労働が一方では国家に包摂されて資本や権力に奉仕する労働としての側面と共に、他方では住民の共同業務を遂行する役割という、二重の性格を持つとする論点がベースになっている。公務労働の二重性は、官僚機構の下での官治的行政と、他方での住民による社会的共同業務の民主的な再建との、対抗関係の中で把握されてきた。その中で、現実に社会的共同業務として指摘されてきたのは、福祉／保育や公害／環境や町づくり等の課題であり、これらはセンが指摘するような『個人の自由』と『生活の質』の向上を支える基礎条件として捉えることができる。

ここで重要なのは、新社会権の展開を支えるシステムとして自治体を把えた上で、その役割を明らかにすることである。そのためには、自治体が責任を負うべき社会的共同業務の範囲や担い手と住民との相互関係を動的・発展的に把えることのできる論理が必要である。以下では、社会的共同業務の展開過程と住民の共同的な活動との相互関係を踏まえて、これらを総体としてのインフラストラクチャーとして把える論理を紹介する。あわせて、インフラストラクチャーの発展が住民自身の政策選択・評価能力の発達と表裏の関係にあることを明らかにした上で、こうした発展のダイナミクスの中での個々人、共同的な活動、そして公務労働の位置と役割を論じる。これらは、現代的公共性の形成過程として捉え直すことができる。

## ②社会的共同業務とインフラストラクチャー

社会的共同業務を遂行する仕組みやシステムを概念化する上で示唆的なのは、社会的共同業務の原点を共同財として捉える論理である。資本主義経済が顕著に発展する以前の社会や地域において、血縁関係による家族協同体や地縁関係による地域共同体が人間の生産や生活や文化を支えるために作り上げた、施設や仕組みや規範的な倫理は、地域社会の共

同財と呼ぶことが出来る。そこでは地域社会の生産や消費／文化等の多様な労働と生活の内容は、しばしば未分離で一体のものであり、構成員の自発的な労働の提供や交流や交替制の労役提供によって維持されてきた。こうした「共同財」の持つ総合的な性質は、公共財と私的財への分化が進み、それぞれが利潤原理や官僚主義などの独自の論理で発展すると、次第に失われやすくなる<sup>48)</sup>。

共同財についての論点を念頭に置いた上で、現代における社会的共同業務を論じるためには、資本主義的生活様式についての論点が重要である。それが意味するものは、消費生活の単位に特化しつつある家族が小規模化すると共に地域社会から孤立しがちな一方で、生活の質が生活手段の商品品質やマーケティング戦略に全面的に依存するようになることである<sup>49)</sup>。同時に注目すべきは、こうした個々人の生活の個別化そのものが、結果的には公共的な圏域を意識的に構築する必要性を顕在化させることである。それを端的に示す具体例は、現代の育児不安や乳幼児虐待などの問題である。育児問題の基礎的な背景を成す要因の一つとして、育児についての相談相手もいない状態の中で、育児に対する不安が高まることと共に、乳幼児との共感関係が得られない中で“子どもが可愛いと思えない”といった深刻な事例の拡がりが見られる。親自身が子育てに喜びを見出すことが出来る能力の未発達という現象は、家族に固有の役割として捉えられてきた領域そのものを、社会的な視点から捉え直すことの必要性、言葉を換えれば、私的領域としての親密圏の中核を成すと見なされてきた領域が、公共的な支援を必要とするに至ったことを示している。私的領域と公的な領域とを対立的に捉える傾向に対して決定的な打撃を与えかねないこの事実が意味することは、生活者としての市民を孤独な消費者に矮小化することは出来ないことである。これを公共政策の役割として捉え直すならば、住民相互のコミュニケーションを背景とした、新たな子育て文化の形成をサポートする基盤的なシステムを整備することが、従来の諸施策に加えて公共政策の新た

な課題となったことを意味する<sup>50)</sup>。

こうした点で示唆的なのは、子育て世帯の孤立化とこれを背景とした乳幼児虐待などの育児問題が広がる中で、保育所が核となって親どうしの育児グループの結成を含む子育て支援の輪が広げられ、育児の専門家である保育士や他の親たちとの交流を通じて育児不安・ノイローゼの親が子育ての喜びを見出すといった事例である。それは子育て世帯の中に埋もれていた“孤立化した子育て”という私的な領域での営みを、親同士の交流を通じた子育てという公共的な領域に引き上げたといえるものであり、子育て世帯自身が、意識的なコミュニケーションを通じた地域社会関係の形成に向かうことが、それ自体として社会的な援助の必要な課題となった段階での、新たな社会的共同業務を担う子育て支援システムの構築として捉えることができる。

こうした事例は、他の分野でも見ることが出来る。例えば地域環境を改善・維持するために「まちづくり協議会」を結成してまちづくりのビジョンを作成すると共に、自治体の都市計画部門によって建築活動をコントロールするシステムは、全体としてまちづくりを推進する公／共の協働システムとして捉えることができる。その背景にあるのは、現代的生活様式の大きな特徴として、住民相互の利害調整に向けたルールやコミュニケーションを通じた公共的な圏域の形成が、それ自体として社会的な重要性を高め公共的な側面を持つことである。こうした公／共の協働システムは、現代的な意味での共同財の再生という事が出来るであろう。

本稿では、こうしたシステムを、社会的共同業務を担うインフラストラクチャーの再構築として捉える。この場合にはインフラストラクチャーは、共同財を原点として個人の自立を支援するための施設やサービスや法律・ルールなどの、ソフトとハードを結合した概念として捉えられる<sup>51)</sup>。このような視点から見れば、自治体の各分野で見える事が出来る上記のような事例は、社会的共同業務を担うインフラストラクチャーの下からの形成過程として捉えることが出来る。

ここで重視するべきは、インフラストラクチャーが創造されるプロセスを通じた、コミュニケーション・公共圏の拡大と社会的共同業務の展開との相互関係である。

上述した子育て支援システムの例を挙げるならば、その形成過程は、高度経済成長期に都市に人口が集中する中で、保育所の整備を求める市民の声と運動の高まりを背景として、新たな要求に応える政策として自治体による保育所の整備が行われて保育士が配置されたことを出発点とする。さらに専門職としての集団的な力量が形成される中で保育士の活動を通じて培われた“共同の子育て”という子育てのあり方が、地域での子育て全体を視野に置いたものとして継承され、親自身の手による育児グループづくりなどの活動を包含／援助する形で子育てを支援するシステムとして展開された。要約すれば、社会的な保育制度を求める市民の間での公共的な圏域の形成とそれに媒介された活動の具体化、他方では公的主体としての自治体による政策の実施と公務労働を通じた具体的な展開とが相互に条件付ける形で、個々の親達の生き生きとした子育ての条件となるインフラストラクチャーを形成したと言える。こうして形成されたインフラストラクチャーは、総ての乳幼児世帯を把握する健診システムなどの制度化や、或いは育児グループの活動を通じて、孤立して相談相手のいない育児不安に陥りがちな子育て世帯を“発見”すると共に、コミュニケーションの輪の中に招き入れる。そして一方では社会的共同業務としての対応が必要な範囲の拡がりを顕在化させると同時に、他方では公共的な圏域の拡大を通じて新社会権の担い手の拡大と、現代的公共性を形成する役割りを果たす。

### ③地方自治制度改革をめぐる論点～社会的共同業務の制御と新社会権

個人の主権と自由を基礎とした地方自治の論理を構築する上で、「個人に自由を實踐させるものはその人の価値観である」とするセンの指摘は興味深い。それは、『自由な個人』を担い手とする自治体が、全体にとっての利

益になる公共政策を遂行する可能性と見通しを示唆する。本稿の論点からすれば、社会的共同業務の展開を通じて公共的な圏域が形成され拡大する過程は、住民自身が自治体の政策を選択し評価する能力が発展する過程として、言い換えれば新社会権を担う主体の発達過程として把えることができる。こうした認識に基づいて、ここでは最後に、基礎自治体の規範的な側面からの位置づけと地方制度改革に向けた基礎的な視点を指摘したい。

基礎自治体は、個人間のコミュニケーションに媒介された公共圏域の形成を念頭に置いて、その延長線上に位置付けることができる。この場合には、自治体自身は、様々な領域で生じる公共圏の結節点としての側面を持つ。こうした捉え方から、現在の地方自治改革に関わる次の様な視点を提起することが出来る。

第一に、基礎自治体を、個人の自由と福祉を拡大する社会的共同業務の基礎単位として捉えることである。自治体による社会的共同業務の基本的な役割は、個々人の『潜在能力』すなわち“生きるに値する人生を選択する能力”の拡大として捉えることができる。それは市民の多様な価値観を前提した“生活の質”の向上と言い換えることもできるものであり、個々人の幸福追求と自治体の役割との相互関係は、大きく広がりを持って考える事が可能になる。

第二に、自治体が責任を持つべき政策領域／社会的共同業務の範囲と内容を動的に把握することである。社会的共同業務の範囲と内容は、現実の暮らしの場における社会的に供給されるサービスへの依存の深まり等の要因によって、最も基礎的なレベルで規定される。同時に念頭に置くべきは、住民生活の個別化の中で、都市地域での高齢者の孤独死などに象徴されるように、社会的必要性そのものが埋没する傾向を持つことである。これは、新たな問題の社会的な顕在化に向けた自治体の活動が重要な役割を担うことを示すと共に、社会的共同業務として認知される範囲を動的に把握する必要のあることを示唆するものである。

第三に、社会的共同業務の担い手が多元化

する中で、自治体と住民自身の共同的な活動を、総体として社会的共同業務を担うインフラストラクチャーの一翼として捉えることである。それは私的な団体・ネットワークの社会的な役割を積極的に評価すると共に、これとの関係を含めてインフラストラクチャーが形成され機能する上での自治体の基底的な役割を明確にすることを意味する。

第四に、自治体行財政の質を評価する基準として社会的共同業務を位置付けることである。自治体行財政を評価する枠組みとして最も基本的な視点は、それが社会的共同業務の実施を担うインフラストラクチャーを創造し機能させる上での適切な役割を果たしているか否かに在る。ここでは同時に、社会的共同業務の範囲を認知し自治体行財政を評価する主体としての住民の評価能力それ自体は、公共圏域の形成やコミュニケーションを通じた価値観の形成と併行して進むことに注目する必要がある。反面で社会的共同業務の展開が、孤立しがちな住民相互間でのコミュニケーションを通じた公共圏の形成を媒介する役割を果たすことに注目するならば、インフラストラクチャーの形成と社会的共同業務として認知される範囲の拡大とは、相乗的に進むということが出来る。

第五に、自治体の規模や政策決定・運営のシステムを、制度的な民主主義と多様な公共圏との往復が容易で可能な形態にあらためる事である。それは議会や首長などの制度的な権限と、様々な領域での公共圏との相互関係を保障し得る制度／システムを確立すること、自治体の構造を、社会的共同業務の実施とインフラストラクチャーの協働的な創造／制御にとって、効果的で適切な範囲／形態に整えることでもある。従来合併を繰り返すことで拡大してきた自治体内部の分権化や政策運営の参加／協働型への改革を進めることは、社会的共同業務として実施が必要な範囲の判断や、インフラストラクチャーの協働的な創造／維持、さらには自治体の政策遂行についての評価、などの点で大きな役割を果たすといえる。

基礎自治体の役割／機能を以上のように捉

えることは、自治体の規模／合併に関わる議論や、自治体内の分権制度の展望、NPO／住民団体と自治体との相互関係、自治体の政策評価とその役割などの、現代地方自治改革をめぐる論点に大きな示唆を与えられる。

## 注

- 1) 現代的公共性という表現は、二宮厚美著『自治体の公共性と民間委託』自治体研究社、2000年、171ページを参考にしている。
- 2) Habermas, J., *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Suhrkamp Verlag, 1990, (細谷貞雄, 山田正行訳『公共性の構造転換』第2版 未来社, 1999年, 219ページ)
- 3) 池上惇『財政学』岩波書店, 1990年, 18ページ
- 4) Ehrenberg, J., *Civil Society*, New York University, 1999 (吉田傑俊監訳『市民社会論』青木書店, 2001年, 162ページ)
- 5) 同上書, 同上ページ
- 6) 同上書, 185, 186ページ
- 7) 同上書, 206ページ
- 8) 同上書, 217~220ページ
- 9) Habermas, J., *THEORIE DES KOMMUNIKATIVEN HANDELNS*, Suhrkamp Verlag, 1981. (河上倫逸, M・フープリヒト, 他訳『コミュニケーション的行為の理論(下)』未来社, 1998年, 46ページ)
- 10) 同上書, 44ページ
- 11) Habermas, J., *Faktizität und Geltung*, 1992. (河上倫逸, 耳野健二, 訳『事実性と妥当性(上)』未来社, 2002年, 105ページ)
- 12) 『コミュニケーション的行為の理論(下)』322ページ
- 13) 同上, 60ページ
- 14) 同上, 106ページ
- 15) 『公共性の構造転換』第2版 新版序言, 27ページ
- 16) 『コミュニケーション的行為の理論(下)』90ページ
- 17) Habermas, J., *Faktizität und Geltung*, 1992. (河上倫逸, 耳野健二, 訳『事実性と妥当性(下)』未来社, 2003年, 24ページ)
- 18) 同上, 113ページ

- 19) 『コミュニケーション的行為の理論 (下)』 342～358ページ
- 20) 『事実性と妥当性 (下)』 97ページ
- 21) 『公共性の構造転換』 第2版, 新版序言37ページ
- 22) 『コミュニケーション的行為の理論 (下)』 344ページ
- 23) Habermas, J., *Faktizität und Geltung*, 1992. (河上倫逸, 耳野健二, 訳『事実性と妥当性 (上)』 未来社, 2002年, 203ページ)
- 24) 同上, 180ページ
- 25) 『事実性と妥当性 (下)』 26ページ
- 26) 同上, 22ページ
- 27) 『公共性の構造転換』 第2版, 29ページ
- 28) 同上, 31ページ
- 29) 同上, 新版序言39ページ
- 30) 斎藤純一『公共性』 岩波書店, 2000年, 38ページ
- 31) Arendt, H., *The Human Condition*, University of Chicago Press, 1958, (志水速雄訳『人間の条件』 筑摩書房, 1994年, 65ページ)
- 32) 同上書, 85ページ
- 33) 『公共性』 57～68ページ
- 34) Sen, A., *DEVELOPMENT AS FREEDOM*, 1999, (石塚雅彦訳『自由と経済開発』 日本経済新聞社, 2000年, 3ページ)
- 35) センのCapability は, 以下に示すように所得水準等を含めた個人にとっての選択可能な範囲/集合を指しており, 『潜在能力』は個人の主体的な能力に限定して理解され易いという意味で誤訳というべきであるが, 以下では既に普及していることを考慮して“潜在能力”と表示する.
- 36) Sen, A., *INEQUALITY REEXAMINED*, 1992, (池本幸生他訳『不平等の再検討』 岩波書店, 1999年, 59～60ページ)
- 37) 同上書, 70ページ
- 38) 『自由と経済開発』 86ページ
- 39) 同上書, 70ページ
- 40) 同上書, 17ページ
- 41) 同上書, 300ページ
- 42) 同上書, 8ページ
- 43) 同上書, 31ページ
- 44) 同上書, 126ページ
- 45) 松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」, 西尾他編『自治から考える公共性』 東京大学出版会, 2004年, 45～51ページ
- 46) 西尾勝「分権改革による自治世界形成」 同上書, 136～140ページ
- 47) 大森彌「身近な公共空間」 同上書, 157ページ
- 48) 池上惇『現代経済学と公共政策』 青木書店, 1996年, 136ページ
- 49) 成瀬龍夫『生活様式の経済理論』 御茶ノ水書房, 1988年, 138～148ページ
- 50) 育児不安の拡がりや, 子育て支援システムについては, 拙著『分権型福祉社会と地方自治』 桜井書店, 2004年, 第一章を参照されたい.
- 51) 『現代経済学と公共政策』 136ページ